

11/4 (水) の発表

はじめよう、つづけよう。

「北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 11月4日 (水) 15時00分

発表項目 (行事名)	道立病院における医療事故等の公表について (令和2年度上半期)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>平成18年度から公表している道立病院における医療事故等について、「道立病院における医療事故等の公表基準」に基づき、令和2年度上半期(4月～9月)における医療事故等の発生状況を公表します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公表内容～別添資料のとおり</p>		
参考	<p>本件の内容は、当局のホームページ (<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/iryujiko.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/iryujiko.htm</a>) でも公表を行っております。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	<p>道立病院局病院経営課人材確保対策室 (担当: 柴田)</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-204-5233</p> <p>内 線 25-853</p>		

# 道立病院における令和2年度上半期の医療事故等の発生状況について

道立病院局

道立病院では、病院運営の透明性を高め、道民の医療に対する信頼を深めるとともに、職員の意識を高め、医療における安全管理体制の向上を図ることを目的として、平成18年3月に「道立病院における医療事故等の公表基準」を定め、年2回、半期毎に発生状況を公表しており、令和2年度上半期の状況を取りまとめた。

## 1 インシデントの発生状況について

### (1) インシデントの定義

患者に被害が発生することはなかったが、日常診療の現場で、“ヒヤリ”としたり、“ハッ”とした出来事を言う。

### (2) インシデントの区分及び発生状況

区 分		令和2年度上半期
1	前もって気づいた事例（薬の取り違いなど）	838 件 (45.2%)
2	検査や処置を要しなかった事例（転倒など）	1,016 件 (54.8%)
合 計		1,854 件 (100.0%)

### (3) インシデント発生件数の推移

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
上半期実績	1,854 件	1,648 件	1,451 件
下半期実績	-	1,379 件	1,275 件
年間実績	-	3,027 件	2,726 件

## 2 医療事故の発生状況について

### (1) 医療事故の定義

疾病そのものではなく、医療に関わる場所で、医療の全過程において発生する人身事故一切で、医療行為や管理上の過失の有無を問わない。

### (2) 医療事故の区分及び発生状況

区 分		令和2年度 上半期	主 な 事 例
小 ↑ 患者への影響 ↓ 大	1 確認のための検査や簡単な処置・治療を要した事例	73 件 (91.3%)	○検査項目の見落としによる採血容器の不足に気づき、患者に説明し、再度採血を行った。 ○尿道留置カテーテルを挿入したが、検査終了後、固定の部分が破損し、カテーテルが抜けていた。
	2 処置や治療を要した事例	4 件 (5.0%)	○運動をしたときに転倒し、右大腿骨を骨折し、保存療法(安静等)となった。 ○日常生活の介助が必要な患者が、発生原因等は不明であるが大腿骨を骨折し、ギプス固定を行った。
	3 濃厚な処置や治療を要した事例	3 件 (3.7%)	○デイルームで腕相撲を行った際に、右上腕骨を骨折し、手術を行った。 ○ズボンをはこうとした時に転倒し、左大腿骨を骨折し、手術を行った。
	4 永続的な障害や後遺症が残った事例	0 件 (0.0%)	
	5 死亡した事例	0 件 (0.0%)	
合 計		80 件	-

### (3) 医療事故発生件数の推移

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
上半期実績	80 件	121 件	86 件
下半期実績	-	85 件	112 件
年間実績	-	206 件	198 件

#### (4) 公表区分別内訳

区分	対象事例	件数	公表時期	摘要
一括公表	事故区分1の事例及び事故区分2～4のうち医療過誤が認められない事例	80件	半期毎	・件数のみ公表
概要公表	事故区分2及び3のうち医療過誤が認められる事例	0件	半期毎	・事例ごとに概要を公表
個別公表	事故区分4のうち医療過誤が認められる事例及び事故区分5の事例	0件	原則随時	・患者又は家族の同意を得て内容公表
合計		80件		—

※ 医療過誤とは、医療事故のうち、医療の遂行過程において、医療従事者の故意又は過失があり、患者に被害が発生し、且つ故意・過失と被害との間に因果関係があると認められるもの。

### 3 今後の対応について

医療事故等の発生状況や個別事例の概要などについて、各道立病院の医療安全推進担当者会議等を活用して情報を共有し、各病院に設置する医療安全管理委員会等を通じて、病院職員に注意喚起を図る。

また、新型コロナウイルス感染症対策を講じた医療安全研修会の開催やオンライン等で開催される院外の研修会や会議への参加など、引き続き医療事故の発生防止に取り組む。